

## 急傾斜地崩壊対策事業に関する Q&amp;A

## 1 かけ崩れが心配です。防止工事をしてもらえますか。

かけ崩れ防止工事は、土地を所有する方や被害のおそれがある方(以下、「土地所有者等」という。)が自ら行うのが原則です。

土地所有者等が防止工事を行うことが困難で、急傾斜地崩壊対策事業の実施要件を満たす場合に限り、土地所有者等からの要望書の提出を受け、土地所有者等に代わり、広島県・広島市において急傾斜地崩壊対策事業として、かけ崩れ防止工事を実施することができます。

## 2 防止工事をお願いするために必要となる「要望書」とは、どのようなものですか。

要望書は、土地所有者等がかけ崩れ防止工事を自ら行うことが困難な場合に、広島県・広島市に対して「急傾斜地崩壊対策事業」の施行を要望するもので、要望書の提出に際しては、関係する土地所有者全員が一定の条件に承諾のうえ、署名していただく必要があります。条件については、広島市ホームページ「急傾斜地崩壊対策事業」に掲載の「急傾斜地崩壊対策事業の要望書(様式)」をご確認ください。

また、要望書を受理しても、現地調査や詳細な測量の結果、急傾斜地崩壊対策事業の実施要件を満たさないことが判明した場合は、事業は実施できません(県施行要件に該当することが判明した場合は広島県の事業へ移行します)のでご了承願います。

※広島県・広島市において、要望書の取りまとめは行っておりません。

※関係する土地所有者全員の署名が揃っていない場合、要望書を受理はできませんのでご了承願います。

## 3 急傾斜地崩壊危険区域の指定とは何ですか。

広島県・広島市にてかけ崩れ防止工事を行うためには、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定する必要があります。

急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、私有地内に標柱や標識が設置されるとともに、急傾斜地の崩壊を誘発・助長させるような行為が制限され、当該区域内で掘削、盛土又は立木竹の伐採などの行為を行う場合は、事前に広島県知事の許可を受ける必要があります。詳細については、広島県のホームページ「指定地(砂防、急傾斜、地すべり)内での許可が必要な行為」をご確認ください。

また、急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、広島県建築基準法施行条例第3条により同条例第4条の2の対象となる場合がありますので、広島県ホームページ「広島県建築基準法施行条例第4条の2について」をご確認ください。

4

**防止工事(広島市施行の場合)で施工する防止施設の構造や施工方法について、地元の意向を反映することはできますか。**

現地調査、詳細な測量等の結果を基に設計業務を実施し、対象斜面に最適となる工法を広島市が選定し、防止施設を整備します。

このため、防止施設の構造、工事の施工方法は、広島市に一任していただきます。

なお、対象斜面の地形に合わせて防止施設を設置するため、各土地所有者間の境界と防止施設の位置は合致しません(防止施設の位置が各土地所有者間の境界とはなりません)のでご了承願います。

また、防止施設から排出される雨水の排水施設(水路や柵等)の設置場所、排出先についても広島市に一任していただきます。

5

**防止工事(広島市施行の場合)で必要となる土地は、用地買収してもらえますか。**

広島市で実施する急傾斜地崩壊対策事業は、土地所有者に代わって防止施設を設置しますので、土地の買収は行いません。また、寄附も受け付けられません。

防止工事に必要な土地については、土地所有者と広島市にて土地使用貸借契約(無償借地)を締結します。

土地使用貸借契約の締結は、原則、土地登記簿上の名義人と行いますので、土地登記簿上の名義人の所在が不明な場合や相続等が為されていない場合は、事業の中止又は中断となりますのでご了承願います。

※土地登記簿の名義人を変更する場合、当該変更に係る手続きは広島市では実施しておりません(ご自身で手続きをお願いします)。

6

**要望書を提出すれば、すぐに防止工事(広島市施行の場合)に着手してもらえますか。**

要望書を受理しても、多くの要望箇所があり、計画的に対策を実施していることから、事業着手・完成までに相当の年月を要します。

事業着手後は、現地調査、測量、設計、急傾斜地崩壊危険区域の指定、土地使用貸借契約(無償借地)などの手続きを経る必要があることから、工事着手までには数年必要となります。

また、事業着手後の現地調査や詳細な測量の結果、急傾斜地崩壊対策事業の実施要件を満たさないことが判明した場合は、事業は実施できません(広島県施行要件に該当することが判明した場合は広島県の事業へ移行します)のでご了承願います。

7	<p><b>要望書を提出し、防止工事(広島市施行の場合)に着手するまでの間、当該土地の維持管理は広島市で行ってもらえますか。</b></p>
<p>がけ崩れ防止工事は、<u>土地所有者等が自ら行うのが原則</u>です。</p> <p>土地所有者等が防止工事を行うことが困難な場合に限り、<u>土地所有者等に代わって、広島市において急傾斜地崩壊対策事業として、がけ崩れ防止工事を行う制度</u>であり、<u>当該がけ地の管理責任を広島市が引き受けるものではありません</u>。</p> <p>このため、<u>要望書を提出された後であっても、引き続き、土地所有者や地域住民の方々による日常の点検や適切な管理が必要</u>となります。</p> <p>また、防止工事完了後についても、工事前と同様に、除草、枝払い、水路清掃、落ち葉の清掃等の日常的な土地の維持管理は、土地所有者や地域住民の方々により行っていただきます。</p>	
8	<p><b>防止工事完了後、土砂災害警戒区域や特別警戒区域は解除されますか。</b></p>
<p>防止工事を実施しても、<u>土砂災害警戒区域(イエローゾーン)は解除されません</u>。また、<u>土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)が全て解除されるとは限りません</u>。</p> <p>防止工事を実施しても、<u>がけ崩れを完全に防ぐことはできないため、日ごろからハザードマップの確認など、豪雨や地震等に備えるようにしてください</u>。</p>	
9	<p><b>防止工事(広島市施行の場合)完了後、防止施設内で草や木が伸びている場合、草刈りや伐木を広島市で行ってもらえますか。</b></p>
<p>広島市で行う急傾斜地崩壊対策事業は、土地を取得せず実施していることから、防止工事完了後も工事前と同様に、<u>除草、枝払い、水路清掃、落ち葉の清掃等の日常的な土地の維持管理は、土地所有者や地域住民の方々により自費で行っていただきます</u>(広島市では原則行いません)。広島市では、防止施設本体の維持管理(点検や補修・修繕工事など)を行います。</p> <p>また、広島市で設置した排水施設の接続先が、既設民有水路の場合、広島市が設置した排水施設から先の既設民有水路の維持管理(補修工事含む)は、工事前と同様に土地所有者や地域住民の方々により自費で行っていただく必要があります。広島市では、当該民有水路の補修や管理は行いません。</p> <p>※除草、枝払い、水路清掃、落ち葉の清掃等の行為については、急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為(質問3参照)に係る許可は不要です。</p>	

10

防止工事(広島市施行の場合)完了後、設置された防止施設の上又は周辺に建築物や工作物等を設置できますか。

広島市が設置した防止施設(排水施設も含む)に対して影響を及ぼすような行為や、維持管理上必要となる点検や補修・改築工事の妨げになり得る行為はできません。

また、施設の維持管理に必要なスペースを確保する必要があることから、新たに建築物や工作物等を設置する場合は、施設から1m以上の離隔をとってください。